

国民健康保険税の算定方式が変更します

税率変更箇所

令和2年度に資産割を廃止し、被保険者均等割の額が1,000円上がります。また、令和2年度および令和3年度においては、所得割の税率を毎年1.1パーセントずつ、段階的に引き上げます。現行の所得割の税率9.8パーセントが、最終的に所得割の引き上げが終了する令和3年度には12.0パーセントになります。

資産割の廃止とそれに伴う税率変更

《資産割を廃止する主な理由》

- ・利益を生まない居住用の資産にも課税されていること
- ・所得のない方や年金所得だけの方にも課税され、低所得者層の負担となっていること
- ・自身の財産として住宅を取得し、その財産に課税されるなど二重課税感が強いこと
- ・後期高齢者医療制度など他の健康保険で資産に応じて課税する制度はなく、不均衡感があること
- ・広域化により「所得割」、「均等割」、「平等割」の3方式での算定方式を香川県の標準としており、県内各市とも3方式を取り入れていること

上記理由による資産割の廃止に伴い、保険税減少分を所得割・均等割に配分しました。

この見直しにより、平成31年度と所得が変わらない場合でも、保険税が増減する場合があります。加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、ご理解をよろしくお願いします。

現行(平成31年度)

4方式	所得割	加入者の所得に応じて計算
	資産割	固定資産税額に応じて計算
	均等割	加入者1人当たりの金額
	平等割	1世帯当たりの金額



令和2年度以降

3方式	所得割
	均等割
	平等割

激変緩和措置

資産割を廃止した分の税額は所得割・均等割に移行するため、令和2年度と令和3年度の2年間で段階的に税率を引き上げます。また、それまでの財源不足は基金で補てんしながら運営し、税率の急激な変化を抑制します。

区 分	医療給付金分			後期高齢者支援分			介護給付金分 (40歳～64歳の方が対象)			合計			
年 度	31 (現行)	2	3	31 (現行)	2	3	31 (現行)	2	3	31 (現行)	2	3	課税標準額
資産割	30.0%	0.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	43.0%	0.0%	0.0%	国保加入者の当該年度の固定資産税額に応じて計算した金額
所得割	7.0%	7.5%	7.9%	1.5%	1.8%	2.2%	1.3%	1.6%	1.9%	9.8%	10.9%	12.0%	国保加入者の前年中の所得に応じて計算した金額
均等割	27,000	28,000	28,000	6,000	6,000	6,000	8,000	8,000	8,000	41,000	42,000	42,000	加入者1人当たりの金額
平等割	27,000	27,000	27,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	36,000	36,000	36,000	1世帯当たりの金額

【問】税務課(税金に関すること) ☎(087)894-1118 国保・健康課(制度に関すること) ☎(0879)26-9907